

平成29年度第3回

新宿区みどりの推進審議会議事録

平成29年11月13日（月）

新宿区 みどり土木部 みどり公園課

平成29年度第3回新宿区みどりの推進審議会議事録

平成29年11月13日（月）

午前10時～午後零時05分

区役所本庁舎6階 第二委員会室

- 1 開 会
- 2 審 議
 - (1) 保護樹木等の指定及び解除について
 - (2) 新宿区みどりの基本計画の改定について
- 3 連絡事項
- 4 閉 会

○配付資料一覧

- 1 新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第14期）
- 2 保護樹木等の指定及び解除について
- 3 指定及び解除審議対象樹木の写真（※回収資料）
- 4 新宿区みどりの基本計画改定スケジュール
- 5 新宿区みどりの基本計画（改定）素案（案）
- 6 新宿区みどりの基本計画（改定）概要版（案）
- 7 新宿区みどりの条例及び同施行規則
- 8 みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック
- 9 新宿区みどりの基本計画（※回収資料）
- 10 新宿区みどりの実態調査報告書（第8次）（※回収資料）

出席委員 14名

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 会 長 | 熊 谷 洋 一 | 副会長 | 輿 水 肇 |
| 委 員 | 斎 藤 馨 | 委 員 | 渋 江 桂 子 |
| 委 員 | 吉 川 信 一 | 委 員 | 竹 川 司 |
| 委 員 | 渡 辺 芳 子 | 委 員 | 小 野 栄 子 |

委員 丹羽宗弘
委員 小島健志
委員 藤田茂

委員 間座和子
委員 椎名豊勝
委員 鶴田由美子

◎開会

みどり公園課長 皆様おはようございます。それでは定刻となりましたので、ただいまから平成29年度第3回新宿区みどりの推進審議会を始めさせていただきます。

委員の皆様には、大変お忙しい中、御出席いただきましてまことにありがとうございます。

私は、本日、事務局を務めさせていただきます、みどり公園課長の依田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

まず初めに、この8月から第14期の委員になられました竹川委員が本日出席されていらっしゃると思いますので、御紹介させていただきます。

新宿区商店会連合会から御推薦をいただきました竹川委員です。一言よろしくお願いいたします。

竹川委員 西新宿一丁目商店街振興組合の竹川でございます。

まだよくわかりませんので、きょうは勉強して帰りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

みどり公園課長 ありがとうございます。

それでは、開会に先立ちまして、本日の審議会の傍聴の許可と資料の公開についてお諮りしたいと思います。

本日は、現時点では傍聴を希望される方はお見えになっていませんが、事務局といたしましては、本日の審議内容から、公表しても差し支えないと思われるため、公開とさせていただきます。委員の皆様のお了承をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

みどり公園課長 ありがとうございます。

また、本日の資料ですが、資料3の指定及び解除対象樹木の写真につきましては、個人情報が含まれているために非公開としまして、それ以外は公開とさせていただきます。御了承をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

みどり公園課長 ありがとうございます。

また、新宿区みどりの推進審議会は、新宿区みどりの条例第27条に基づきまして、新宿区におけるみどりの保護と育成に関する重要な事項を調査審議するための区長の附属機関です。

このため、委員の皆様の御発言につきましては、みどりの推進審議会議事録として、区のホームページにおいて公開されます。あらかじめ御了承をお願いいたします。

なお、本日の会議でございますが、12時を目途に終了したいと考えております。よろしく御協力のほど、お願いいたします。

ここで、マイクの使用方法について御説明いたします。御発言の際には、お手元の4番のボタンを押してください。発言が終わりましたら5番を押して終了していただきたいと思っております。

では、これより議事進行を会長にお任せしたいと思います。

熊谷会長、よろしくお願いいたします。

熊谷会長 はい、かしこまりました。

皆様、おはようございます。

それでは、これより平成29年度第3回の新宿区みどりの推進審議会を開会いたします。

初めに、事務局より本日の出席状況について報告をお願いいたします。

みどり公園課長 本日の委員の出席状況について御報告いたします。

本日は、全員出席という御連絡をいただいておりますが、まだ池邊委員がお見えになっておりません。このため本日は15名中14名の出席により、審議会は成立してございます。

熊谷会長 ありがとうございます。

次に、本日の資料について事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 皆様のお手元にごございます資料について御説明いたします。お手元の資料を御確認ください。

まずA4、議事次第になります。続きまして資料1としまして、審議会委員の第14期の名簿になります。続きまして資料2としまして、こちらも1枚表裏ですが、保護樹木等の指定及び解除について。資料3としまして、指定及び解除対象樹木の写真、こちらは2枚つづりになります。こちらは回収資料となります。資料4ですが、新宿区みどりの基本計画改定スケジュール、これが1枚です。資料5が、新宿区みどりの基本計画の（改定）素案の（案）、こちらが冊子になります。続きまして資料6としまして、新宿区みどりの基本計画（改定）の概要版の（案）になります。こちらも冊子になります。続きまして資料7としまして、新宿区みどりの条例、同施行規則、こちらがA4で7枚つづりのものです。続きまして、資料8のみどりの文化財（保護樹木等）のガイドブック、こちらがこの小冊子になります。資料9としましては、新宿区みどりの基本計画、こちらは回収資料になります。資料10が、新宿

区みどりの実態調査報告書の冊子となります。

資料の不足等がございましたら事務局までお願いいたします。よろしいでしょうか。

熊谷会長 それでは、資料の過不足もないようでございますので、審議を始めさせていただきます。

◎保護樹木等の指定及び解除について

熊谷会長 本日の審議事項は、保護樹木等の指定及び解除についてと、みどりの基本計画の改定についての2件でございます。

まず初めに、保護樹木等の指定及び解除について、事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、保護樹木等の指定及び解除について、担当係長から御説明をさせていただきます。

事務局担当（佐藤） おはようございます。みどりの係長の佐藤です。

それでは、保護樹木等の指定及び解除については、私のほうから御説明させていただきます。

お手元にあります資料2と資料3を出していただければと思います。

今回は、公有地保護樹木の指定、解除の案件はございませんので、全て民有地の案件となります。

それでは、この後は映像を使って御説明をさせていただきたいと思います。スクリーンのほうをごらんください。

(パワーポイント映写)

事務局担当（佐藤） 前回の審議会の後、8月29日から本日11月13日までの保護樹木等の指定及び解除の案件となります。

件数ですが、保護樹木について、指定が3件、5本、解除が6件、11本となります。樹林、生け垣に関しては案件はございません。

では、まず保護樹木の指定について御説明をさせていただきます。

1件目、原町三丁目になります。ヤマモモ、イロハモミジの2本です。

2件目、下落合一丁目で、スダジイ、ケヤキの2本となります。

3件目、中井二丁目、アカマツ1本となります。

それでは、1件ずつ御説明をさせていただきます。

まず1件目、原町三丁目、お寺になります。こちらは新規にお申し出をいただきました。

これは1本目のヤマモモとなります。高さが6.8メートル、幹回りが1.48メートル、お寺のちょうど入り口の脇でございます。生育状態は良好です。

2本目、イロハモミジとなります。高さが7.7メートル、幹回りが1.23メートルです。お寺のお庭とお墓のちょうど境の位置でございます。ちょっとマツがかかっているんですけども、こちらは上に見えているのが対象となるモミジとなります。

続きまして、2件目、下落合一丁目の案件となります。

文字を読めばすぐわかる状態ではございますが、大学のお庭でございます。ここは既に保護樹木を8本所有しております、今回は追加の指定ということになります。健全度の調査中に基準を満たす樹木がありまして、指定を働きかけたものになります。

まず1本目、スダジイとなります。高さが7.5メートル、幹回りが2.76メートル、これは3本立ちの樹木となります。神田川に近い位置に立っております。生育状態は良好です。

2本目、ケヤキとなります。高さが11メートル、幹回りが1.5メートルです。庭の中央よりやや神田川側でございます、生育状態は良好です。

3件目、中井二丁目となります。個人宅で、既に保護樹木2本を所有しているお宅になりますけれども、御本人からお申し出があってという案件でございます。アカマツで、高さは6.7メートル、幹回りは1.2メートルでございます。道路沿いにありますが、電線とかにはかからないように所有者さんのほうで手入れがされております。生育状態は良好です。

指定は以上となります。

続いて、指定解除について御説明をさせていただきます。

今回6件、11本ございます。

1件目は、中井二丁目、4本となります。スダジイ2本とプラタナスが2本です。

2件目は、下落合三丁目、1本ということになります。コブシの木です。

3件目は、下落合四丁目、1本、こちらは特別保護樹木のケヤキとなります。

4件目、こちらは新小川町で2本となります。ケヤキ2本です。

5件目が、百人町二丁目、ケヤキとスダジイの2本となります。

6件目、こちらが内藤町で、コブシ1本ということです。

こちらを1件ずつ御説明させていただきます。

まず、中井二丁目となります。

区のほうから樹木の調査をさせていただきという御連絡をした際に、土地を譲渡するというお話がありまして、区のほうも御本人とお話はしたのですが、こういう場合にありがちな

更地の引き渡し条件ということでございまして、残念ながら解除のお申し出があったものとなります。

2本ずつ、入り口とお庭の中にスタジイ2本、プラタナス2本という形で存在するのですが、こちらは1本目、スタジイとなります。高さが6.8メートルで幹回りは1.51メートルになります。一部ちょっと腐朽はしておりますが、こんな形で生育しております。

2本目、並んで生えておりますスタジイとなります。高さが7.6メートル、幹回りが1.62メートルとなります。

続きまして、お庭のほうに生えておりますプラタナスとなります。高さが10.5メートル、幹回りが1.75メートルです。

これが4本目となります。プラタナス、高さが10.5メートル、幹回りが1.55メートルということになります。

2件目、下落合三丁目となります。

ここのお宅は、3本保護樹木があるお宅なのですが、今回1本解除のお申し出がありました。といいますのも、これは高さが9.1メートル、幹回りが1.42メートルのコブシだったのですが、枯れてしまったようだということで御連絡をいただきまして調査を行いました。所有者さんの話では、ことしは花が咲かず、葉は出したけれども量が少なく色も薄かったと。8月にもう既に落葉してしまったと。こちらで10月30日の調査時に少し木の皮を剥ぎまして確認をしたところ枯れてしまっているということで、今回解除という形でお申し出をいただいたものになります。

3件目、下落合四丁目になります。

こちらは特別保護樹木3本のうちの1本となります。こちらは保護樹木はかなりたくさん持っていらっしゃるようで45本とかありますけれども、そのうちの1本という形になります。

ケヤキで高さが20メートル、幹回りが3.34メートルあります。数年前から木の勢いの衰えが見られたため、これまでも区のほうでいろいろ手は尽くしてきたのですが、葉が茶色に、ちょっと見えにくいかもしれませんが、全て茶色に変色をしております、区のほうでも精密診断を実施したのですが、樹木医さん、あとレジストによる精密の診断をしたのですが、残念ながら枯死、枯れてしまっているということを確認したため、解除のお申し出を受けたものになります。これは経緯等につきまして、後ほどまた詳しく御説明させていただきます。

4件目、新小川町の案件になります。

こちらは、もともと3本保護樹木を所有していらっしゃるところでございます。こちらはケヤキ2本となります。これは測った高さなんですけれども、H3-70のほうが高さ1.48メートルの位置で切られておりまして、2本目のH3-71のほうが高さ3メートル程度の位置で切られているという状況になります。

こちらは、保護樹木の調査を行った際に、この状態でずんどう切り、上が全て切られていると、それで枯れている状態であることを確認しまして、今回指定の解除ということになったものになります。

この土地は、一番最初は平成3年から個人の方が持っていらっしやったんですけれども、18年度以降、数年ごとに土地の所有者がかわっているような状況がございまして、このような切られ方をした時期や経緯に関して区のほうでも確認しようとしたんですけれども、管理者さんのほうとかにも聞いたんですが、ちょっとわからないという状況でもございました。

調査中に聞いた話では、御近所との間で落葉のトラブルがあったようだという事なので、そういった経過で切られたのかもしれないのですが、これは経過をたどることができず、ちょっと状況は詳細には確認できておりません。こういうのがあるのは、ちょっとこちらも心苦しいんですが、今回枯れているということで、やむなく解除ということで案件とさせていただきます。

続きまして、百人町二丁目の案件になります。

1本目がケヤキで、高さが9メートル、幹回りは2.34メートル、こちらは3本立ちになっております。

2本目がスダジイとなります。高さが8メートル、幹回りが1.72メートルでございます。こちらは2本立ちの樹木でございます。

両方とも敷地の端のほうに存在をしております。こちらは助成金が10月1日現在の所有者さんに対象ということで書類をお送りしたところ、土地を7月に譲渡しているということで話をいただきまして、現地確認をしたところ、こういう形で建物が解体工事中でございました。

新しい所有者さんのほうから、やはり一度、保護樹木の指定を解除したいというお申し出がございまして、今回案件とさせていただくものとなります。敷地が大きく緑化計画書の対象となりそうな場所でございますので、今後はこの木をきちんと残していただきたいということで、新しい所有者さんのほうには働きかけはさせていただくんですけれども、一度解除をさせてほしいということでの案件になります。

最後に、内藤町の案件となります。

前回の審議会で1本解除したいというお申し出を受けたところと同じ場所となりますが、もう一本、奥のほうにありますコブシの木が建築計画の支障になるということで、お申し出がございました。

コブシは高さが13メートルで、幹回りが1.36メートルのものになります。土地の裏側、旧渋谷川に近接している側に立っておりまして、これは建築の設計会社のほうからいただいたものになりますが、このような形で建物が当たるということで、今回解除をしたいというお申し出をいただきました。

今回の案件をお認めいただきますと、民有地の保護樹木は273件、1,236本、件数が1減、本数が6本減になります。

それでは、先ほど後で詳しく御説明すると申し上げました特別保護樹木の指定解除について、経過なども含めて担当から御説明をさせていただきます。

事務局担当（城倉） 担当の城倉と申します。よろしく申し上げます。

私が保護樹木を見るようになって5年目ぐらいになりますが、その当時から少しずつ調子が悪くなってきたケヤキの木です。

特別保護樹木制度ができたのが平成22年で、これは平成23年に特別保護樹木に指定したものです。

これは指定した当時の写真です。

次をお願いします。これは平成27年の写真です。

写真を少し戻してください。最初と比べて、この辺がかなり葉っぱの茂りが少なくなっています。

もう一回戻します。おわかりになると思うんですが、このころはすごく茂りがよかったですけれども、このぐらい、少しすかすかになっている。後ろに、もう一本ケヤキがあり、幹回りは小さいんですが茂りが同じぐらいのケヤキです。ですから、少しずつこの木が弱ってきた状況です。

少しずつ弱ってきたことが確認をされたので、その原因を調べてみたんですが、図面のところを出してください。これがもともとの、今の特別保護樹木のケヤキです。これは神田川の河岸段丘の南斜面でして、もともとの地盤がこうだったんですけれども、20年以上前らしく詳しい年月はわからないんですけれども、お寺が山門をつくったおりにお寺の敷地内の整備をするために、これだけ土を盛ってしまった。ケヤキのところだけ1段低くなって石垣状

になっていて全部囲われているんですけども、この囲われている下からもとの根のところまで80センチぐらい埋めてしまったということなんです。

穴を掘った写真で、これが今の地盤です。周辺の地盤はそこから50センチから60センチ高いんです。こちら側の手前側も車が入る参道になっているんですけども、全部高くなっています。これを全部除去するというのは無理な話で、ここもこの地盤も、もとの地盤から80センチぐらい高くなっています。

次を見てください。これぐらい土壌改良のために掘って見たんですけども、この穴の下のところももとの地盤です。それから、もう全部土を盛って深く埋めてしまったと、そういうことによって状況が悪くなった。

これは以前、土壌改良もして少し根が出てきたんですけども、3年にわたって少しずつ3方向にわたって土壌改良をして、根はある程度出てきたんですけども間に合わなかったような状況です。

去年ぐらいからちょっと見られたんですけども、キクイムシがかなり幹に入っていて、これは入っていたキクイムシの個体でして、ことしの春ごろからぐあいが悪くなってきて、これも駆除、幹巻きをして薬をまいて駆除したんですけども、ちょっと間に合わなかったような状況です。

次の写真をお願いします。これが平成27年、2年前の写真です。

次に、これが去年です。やっぱりこの辺が、また一段と少し弱くなってきたような状況になります。もう後ろの木と比較すると、かなり葉の茂りが弱くなってきています。

次に、ことしの春先に、もう完全に青い葉っぱなんですけど、色も薄かったし葉の密度も全然少ないという状況で、これはいよいよだめかなと思っていたところ、8月ごろから葉っぱが茶色くなり始めて、実際に見に行ったのは9月なんですけども、もう完全に葉っぱが全部茶色くなってしまった。

この後、9月の終わりごろに、一応確認のために精密診断を行いました。薬王院さんのほうも大分わかっていて、もう弱ってきたから早く切りたいと。要するに、枯れて腐ってからでは樹高が20メートルもあるので、また車がやっと1台通れるぐらいの参道しかないので、倒すときに枯れてしまっていると木にも登れないし危険で倒しにくいので早く解除してほしいという話はあったんですけども、生きているうちは材は腐っていないので大丈夫だということでも待ってもらっていました。

今回、精密診断をしたときに木に穴をあけてみたんですけども、枯れてはいるけれども

そんなに腐っている状況ではなかったので、慌てて切り倒さなくても大丈夫かなという判断をしまして、今こういう状況で待ってもらっています。

新宿区内に3本しかない特別保護樹木の1本なので、非常に残念なんですけれども、枯れてしまったことで仕方がないということで、今回解除ということにさせていただきたいと思って取り上げました。

熊谷会長 よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、ただいまの保護樹木等の指定及び解除について、何か御質問がありましたらお受けしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

吉川委員。

吉川委員 よろしいでございますか。吉川でございます。

何か2本ばかりですか、切られちゃっているのが、簡単な説明がありましたが、ちょっとこれについては不信感を抱きますね。もう少し詳しく……、勝手に切っちゃったんですか。ちょっと御説明をもう一度お願いしたいと思います。

熊谷会長 事務局、お願いします。

事務局担当（佐藤） この2本なんですけれども、私も現地の確認はさせていただきました。

これは最初は平成3年に個人の方が所有していて、次にまた個人の方に、平成18年に所有権は移るんですけれども、その後は個人のものではなく会社の所有地という形でずっと来ております。そんなこともありまして、多分、所有者さんと管理する方が違うというようなところもあったのかと思います。

担当のほうも土地の管理会社さんのほうに経緯がわからないかということで問い合わせはしたんですけれども、その管理の会社の担当という形でこちらに連絡いただいている方も、切った経緯が全くわからないと。今の所有者さんは平成27年からの所有者さんで、私もこれを見て、それこそ今年の夏に切られたものではない、もうそういう状態ではないということも含めて承知はしているんですけれども、いかんせん会社さんは何回もかわっておりまして、全然経過がたどれないと。

区役所のほうでも保護樹木を長年指定しておりますと、こういう案件が出てきまして、毎回御審議いただくときに苦慮するんですけれども、そういった反省も込めまして、今、全件健全度調査に入るべく、担当者が頑張って連絡をとり現地に行っている状況です。

実はこの土地には、最初にもう少し保護樹木がありまして、ちょっと映像を戻してもらっていいですか。

(パワーポイント映写)

事務局担当（佐藤） 中に入っているのわかるかと思うんですけども、お隣のアパートの敷地、上の建物の敷地のちょうど際ですね、マンションとの際のあの四角い土地の端っこにあるんですけども、昔はもう少し道路側のほうに数本保護樹木はあったんですけども、これまでも何回もに分けて、最初はこういう形の土地だったんですけども、そこにずっと、このお隣との境のところずっと保護樹木があったんですが、これも数年、平成6年に1本、平成9年に1本、平成18年に2本、平成21年に3本という形で、その時々所有者さんから解除のお申し出をいただいて解除してという形で来ております。

4回にわたって所有者さんがかわったという、管理者さんも含めてかわったということで、所有者さん、管理者さんの間での保護樹木の引き継ぎがうまくいっていなかったこと、そこへの区役所のほうのきちんとした働きかけが上手にできていなかったと、そういったことを含めて、このような結果になったのかなと思っております。

このあたりに今1本、保護樹木が残っているような状況となっております、これは何とか、きちんとして残していただけるようにしたいとは考えております。

まず、これでよろしくお願いたします。

吉川委員 よろしいでございますか。御説明を聞かせていただきまして、ありがとうございます。

ただ、所有者が変わるといのは、個人宅の場合の所有権の移転と、また企業同士の変更といのは性質が違いますので、当事者同士でお話になり、また区からも御連絡申し上げたそうでございますけれども、その時点で直接行って、会社組織の場合は説明していただかないと、担当者がどうなっているのか、そこら辺もよくわからない状況でございますから、また違う意味で御指導をしていただきたいと、私は非常に残念に思います。よろしくお願申し上げます。

みどり公園課長 すみません。今回の健全度調査は一本一本行って把握した事実ではありますが、今、御意見いただいたように、所有者変更の機会にも可能な限り行って指導してまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

吉川委員 お願いたします。

熊谷会長 ほかにいかがでしょうか。

椎名委員、お願いたします。

椎名委員 特別保護樹木ですけども、これは表を見ますと平成23年に指定されているんです

ね。これはこのとき初めて特別保護樹木として指定されたのか、それ以前に保護樹木になっていて、例えば特別保護樹木に昇格したとか、どうなんですか。

事務局担当（城倉） 薬王院の保護樹木は現在45本あるんですけども、そのうちの三十数本については昭和48年、この制度ができたときに指定された保護樹木です。このケヤキも昭和48年に指定されたものです。

椎名委員 昭和48年に保護樹木に指定されて、平成23年に特別保護樹木に昇格というか、そんな感じですか。

事務局担当（城倉） そうです。

椎名委員 枯れちゃったんだからしょうがないんですけども、これは盛り土の時期はわかりますか。もしわかれば、調べていただければありがたいのですが。

事務局担当（城倉） ここは敷地がすごく広くて、保護樹木が45本もあって、早稲田大学の次に多いのではないかなと思うんですけども、常に出入りしている植木屋さんに聞いたところ、二十数年前ではないかと。門の状況から見ると、もうちょっと古いかもしれないんですけども、その辺ははっきり覚えていないということでした。

椎名委員 見たところクイムシも出ていますが、恐らく弱ってきたのでクイムシが出て、恐らく師管とか水を上げたり何かするやつがだめになっちゃったという感じですよ。病気というよりもクイムシでやられたという感じですね。

これは何か、今見たら二重根になっていましたか、やっぱり。さっきの映像を見たら二重根になっているような、掘った写真がありましたよね。

事務局担当（城倉） そうですね、これは上のほうです。小さな穴の下がもともとの地盤ですから、完全に二重根。ですから、こうやって全部掘り返しちゃおうかなと思ったんですが、そうしちゃうと後から出てきた根がまただめになってしまうので、土壌改良して二重の上の根をもっと茂らそうという考えの後に……

椎名委員 これは土壌改良のときの写真。

事務局担当（城倉） そうです。これは2年目くらい、その前に1回やって、もうある程度出ていたような状況です。

椎名委員 だから延命になったんですね、若干ね、これをやったから。

事務局担当（城倉） せっかくやったので、そう考えたいと思いますけれども。

椎名委員 ただ、上の根はそんなに発達しないから、これだけの大きい木を、要するに水分系統で持ちこたえられなかったんでしょうね。

事務局担当（城倉） そうですね。もともと状況が悪かったと。

全体が50センチぐらい囲われて水はけも非常に悪かったと。それもやっぱり悪くなった原因で、それと幹の右のところに治療跡があるんですが、これもやっぱり出入りの植木屋さんがかなり前にやったらしいんですけれども、ここはもともと空洞があって、そこはウレタンで詰めた。ただ、この部分については幹が巻き込んでいますので、大分取りかえそうという状況はあったんだと思います。

椎名委員 上の根は発達していますからね。

あれですよ、本当にお寺さんもよく対策を講じたし、木も頑張ったんですね。区役所も土壌改良をやって、よくやったと思います。

事務局担当（城倉） ありがとうございます。

椎名委員 それで何年かの延命にはなったと思いますね、これは結論から言うとね。惜しむらくはもうちょっと深く、80センチまで石垣を積んでくれればもっと延命できたでしょうね。状況は悪いですけれども、わかりました。ありがとうございました。

熊谷会長 副会長、お願いいたします。

輿水副会長 ちょっと思い出したんですけれども、これは23年でしたっけ、特別保護樹木に指定したのは。そのときの審議会の議事録を見ていただければわかると思うんですけれども、これは指定するときに今の写真と同じ写真が出て、これを椎名委員がごらんになって、これは盛り土していますよねということをおっしゃられたんですね。私、覚えているんです。大丈夫ですか、盛り土したけれどもと、ちょっと懸念されていた御発言があったんですね。

それが見事に的中して、これはどンドンじり貧になって枯れていっちゃったんですけれども、そのときに手当てしていればねと、これはもう今さら言ってもしょうがない話なんですけれども、懸念を示されて、その後は何もしていなかった……、掘って土壌改良された、それはその後ですかね。ごめんなさい、結局、椎名委員が言われたように、延命措置はある程度効果はあったと。しかし残念ながら枯れてしまったと、そういう経緯でしょうかね。

事務局担当（城倉） 土壌改良も平成25年から3年間に、一遍にやってしまうとまた弱ってしまうので、区域というんですか、3分の1ずつ、3年に分けて土壌改良を行いました。

ほかに何かできることはないかということで、いろいろ相談をしたりしたんですけれども、一番いいのは掘ればいいのかというのも考えて、周りの石垣もどかせればいいと思ったんですけれども、周りも既に違うツバキの木とか周りの参道とかがあるので、それをちょっととるまではいかないし、やるとしてもお寺さんに相当な負担もかかるのではないかというこ

ともありまして、とりあえず土壌改良である程度どうにかならないかということで、土壌改良をやったような状況でございます。

輿水副会長 わかりました。

熊谷会長 ほかにございますでしょうか。

渡辺委員、お願いいたします。

渡辺委員 特別保護樹木に指定するのは、どういう木がそれになるのでしょうか。

これはちょっとわかるんですけども、23年に特別になって、それからまだ6年ぐらいですよね。そういう木でも特別に指定したんですね、私たちの審議会で。その辺の経緯を教えてくださいいただけますか。

熊谷会長 事務局、いかがですか。

重要景観木とか、ああいう話と……。

事務局担当（城倉） 景観条例では、特別保護樹木は景観重要樹木にするというような話にはなっているんですけども、その制度がある前から特別保護樹木制度をつくって、あと2本は原町にある幸國寺のイチョウ、これもかなり立派な木です。ただ、近年少し弱りつつあるんですけども、まだ元気です。

今後も特別保護樹木を少しふやしていこうということで、今いろいろ調査しているところですけども、やはり飛び抜けて景観に資するとか元気があるですとか姿形がいいという条件を考えると、なかなか適合するものがない、それに近いものはかなりあるんですけども、そういうものをこの審議会で示して少しずつふやしていければいいかなと考えています。

特別保護樹木にすることによって、保護に対する助成を少し普通の保護樹木よりも手厚い保護ができるような形になるので、該当する樹木については、これからも指定していきたいとは思っているところでございます。

熊谷会長 齋藤委員、お願いいたします。

齋藤委員 ちょっと解除の話とは違うんですけども、こういうお寺さんはやっぱり100年とか200年後もあって、いわゆる保護樹木がこれから新しく育っていく場所としては、私有地は先ほどみたいにどんどん転売されちゃうのであれですけども、そうすると、この場所はこれだけのケヤキが大きくなるポテンシャルがあるわけですよね。そういったときに、この盛り土をいっそ埋めちゃって次に備えたほうがいいのか、やっぱりできればもっと掘り込んだほうがいいのか、このままほったらかしにして様子を見るというほうがいいのか、どうなんでしょうか。質問なんですけれども。

熊谷会長 では、椎名委員から御専門の立場でお願いします。

椎名委員 樹木医の立場から言うと、もちろん移植して新しい地盤に合わせた形で植えればいいんですけども、お金がかかりますからね。ですから、一番簡便なのは、やっぱり80センチ盛らないで、これだって1メートル30センチぐらいになりますから、これは石垣の構造や何かがなかなか難しくなってきますけれども。

それともう一つは、環境が変わることによって水が入ってくる、さっきおっしゃっていましたがけれども、水が入ってくることによって、その水を排水する施設もつくらなきゃいけないんですけども、何か斜面地みたいですから恐らくつくれると思うんですけども、一番いいのは、やっぱり石垣を原地盤、前の地盤のところまで下げてそのところに生育させると。それで、あとは水条件が悪くならないようにやるというのが一番ですね。

でも、当時の状況からいうと、最新の技術的方法でやられたなど、お寺も含めてですね、と私は思います。これからの教訓でもいいんじゃないですかね。

斎藤委員 ありがとうございます。

熊谷会長 いかがでしょうか。

副会長、お願いします。

輿水副会長 保護樹木と直接関係がないんですけども、新小川町、その写真で図面のところをちょっと出していただけますか。そこに渋谷川、旧渋谷川という記述があったのでちょっと、おやっと思って今発言をしているのですが……、どこだっけ、内藤町か。ごめんなさい。これは具体的に新宿御苑の脇なんですけれども、現状この旧渋谷川はどうなっているのかなということがちょっと気になりました。

といいますのは、御承知のように、渋谷川はできれば復活したいみたいなことを随分言われていまして、今は新国立競技場のところでも脇に何とか復活できないかということで、人工地盤の上かな、下におろしたのかな、川を復活しましたよね。

ということがあると、この場所はさらにその上流の源流に近いところなんですね、渋谷川の。となると、結構これは大事にしておく重要な自然資源になるという気がちょっとしたものですから、現状どうなっているかということだけをちょっとお聞きしたいんです。

みどり土木部長 現状ですが、昔の小川は地下に下水道管を入れて暗渠あんきよになっております。上部は野っ原みたいな感じで、東側の宅地部分より若干下がっており、場所によっては3メートルぐらい下がっているところもございますが、今は草ぼうぼうの状態でございます。

新宿区としても、旧渋谷川は玉川上水の雨水ばけの機能もございまして、それからそのま

ま渋谷川につながっていることから、こちらの上流の部分で清流復活事業というのを昭和の時代からやりたいと試みたんですが、地元の方の御了解がなかなかいただけず、何回か歴代の土木部長がチャレンジしたんですが、そのたびに実現できなかったというような状況でございます。

確か去年か一昨年議会でいろいろと取り上げられましたが、今後もなかなか難しいという状況でございます。

興水副会長 わかりました。全然存じませんでした。

新宿御苑の中の玉川上水は復活させましたよね。

みどり土木部長 はい。

興水副会長 確か水は地下水だったと記憶していますが、これはその延長線上になるんでしょうか。新宿御苑の中の玉川上水。その吐水ばけ、余水ばけをここに流してと、暗渠^{あんきょ}で、そういう感じですか。

みどり土木部長 本来は新宿御苑の脇の通りに玉川上水が走っていて、その復元ということで、新宿御苑内の違う位置に復活させる計画としたのですが、そちらの余水ばけという形で、現在は四谷区民センターが建っているあたりから分岐し南下して、渋谷のほうに向かっていたという状況でございます。

興水副会長 ちょっとしつこいようなんですけども、復元なりできないとしても、ここは旧玉川上水、あるいは余水ばけ、渋谷川の源流に近い部分ですと立て看板ぐらい立てて、こんな場所があるんですよと、これは「春の小川」のもともとの源流ですから、そういうことをやる手もあるかなとふと思ったものですから、ちょっと思いつきで大変申しわけないんですけども、そういうふうに思います。

みどり土木部長 今、先生がおっしゃったようなところは、ちょっと検討してみたいと思います。また、看板を立てることで地域の方がまたいろいろと、あつれきが生じない方法でうまくできるかどうか、検討してみたいと思います。

熊谷会長 みどりの推進審議会の対象は、樹木とかだけではなくて水も重要な検討事項ですので、重要な御指摘ありがとうございました。

多分オリンピックに向けて、特に東京オリンピックのときにあらゆる川をというか、水路も含めて埋め立てて暗渠化^{あんきょか}した、その反省が今、再度、都というか国のレベルで見直されていて、この件についても、そういう意味では新しい都市づくりの中で再考される可能性が十分に高いと思いますので、ぜひみどりの推進審議会の中でもそういう意見が出て、新

宿区の都市計画だけではなくて、東京都並びに国の計画に対して意見が出たということをご明記していただきたいと思います。

この話が出てくると必ずソウルの清溪川（チョンゲチョン）の復元事業です。河川を埋めて高速道路にしていたのを全て元の河川に復元して、世界的な話題になっています。最近日本でもそのようなことが見直されています。これから、国立競技場の周辺整備だけでなく、そういう都市づくりでどうやって河川を復活して、例えば日本橋ももう一回というような話もありますし、これは多分、海外のお客様を迎えるに当たって、国の政府も考えるでしょうから、ぜひこの辺をみどりの推進審議会として、そういう意見が強く出たということをお訴えていただきたいと思います。ありがとうございました。

椎名委員 関連して、ちょっと余計なことですが、おとめ山公園の地形をもとに戻したというのは、その一環だと思いますね。そういう点では、もう新宿区では始めていると言っても過言ではないと思います。

熊谷会長 これは次の基本計画ともかかわりますので、またそのときに御意見をいただくことにして。

私のほうからちょっと1つだけ確認なんですけれども、今の特別保護樹木の件なんです、審議会では解除やむなしというところまでは、多分皆さんの同意を得られると思うんですが、こういう立派な樹木ですと、過去にもありましたけれども、地域住民の方が大変誇りといいますか、シンボルとして見ていらっしゃるって、なぜあの木が伐採されたとか、何で解除されたのかとか、そういうことに対して非常に関心を深くお持ちの方がいらっしゃるんで、その点も含めて十分に、ただここで解除やむなしというだけじゃなくて、地域の方に対する何かうまい説明のほうも考えておいていただいたほうがよろしいのではないかというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

何かほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、よろしければ2番目の審議事項に入りたいと思います。

◎新宿区みどりの基本計画の改定について

熊谷会長 本日の2番目の審議事項であります新宿区みどりの基本計画の改定について御審議をいただきたいと思います。

まず事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、みどりの基本計画の改定につきまして説明させていただきます。

資料4をごらんいただきたいんですが、改定のスケジュールを示しております。

このスケジュールのとおり、昨年8月から4回にわたり御審議をこれまでこの審議会でいただいてきております。今回は素案の（案）を示させていただきます。この後、庁内手続きを経まして素案を決定しまして、パブリックコメントを行いますので、本日お示しする案が審議会にお出しする素案の最終案になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、同時並行して関係他部署との調整も行っております。現在、都市計画の部署から、地域の将来像のところを、もっとみどりを中心の内容とするように改めたほうがいいという意見をもらっております。そのほかの部署からは大きな指摘はないという現状です。

今後の調整の過程で、本日お示しした素案から大きな修正が出た場合には、改めて委員の皆様にはお知らせさせていただきたいと考えております。

それでは、素案の（案）の具体的内容について、担当主査から説明させていただきます。

事務局担当（三橋） 担当の三橋です。よろしくお願ひいたします。

それでは、みどりの基本計画（改定）の素案の（案）について御説明させていただきます。

本日の御説明は、前回の8月に示したところから大きく変わったところ、そして追加したところを中心に御説明させていただきます。

まず最初に、資料5の3ページ、計画の位置づけのところでございます。

こちらにつきましては、魅力ある身近な公園づくり基本方針というのが平成22年に策定をいたしましたけれども、今回の都市緑地法の改正で公園の整備、管理についてもみどりの基本計画に入れるよという改正がなされましたので、この魅力ある身近な公園づくり基本方針をみどりの基本計画に統合するという形に変更いたしております。

また、ことしの9月に新宿中央公園魅力向上推進プランといいまして、新宿中央公園をその地域周辺とあわせてにぎわいのある場にしていこうという計画ですけれども、これを9月に策定いたしましたので、これをみどりの基本計画の下に位置づけるという形で記載を変更いたしております。

次のページからの計画の達成度は、変更がございません。

次に、7ページでございます。

こちらは以前お示しした資料では「計画課題の整理」というタイトルでしたが、これを「改定の視点」というタイトルに改めまして、記述のほうを変更させていただいております。それぞれの視点で課題と方向性について示すという形をとらせていただきました。

1番目の視点が「みどりの多面的な活用による賑わいの創出」ということでございます。

内容的には前回示したものと大きくは変更しておりません。

次のページが視点2、「見える緑の創出」でございます。これも内容に変更はございません。

次のページが視点3、「生物多様性の展開」ということで、多少前回不足だった部分の記述を追加をするという形をとらせていただいております。

次のページが視点4、「魅力ある身近な公園の確保・充実」という内容でございます。これも内容的には大きくは変更してございません。

次の11ページ、計画の構成になります。

第1章が、今の改定の視点、前回お示しした3つの視点に加えて公園の視点を入れるという形で4つの視点という形で修正をいたしております。第2章が理念、目標、基本方針、配置方針、行動方針。そして、第3章が個別施策の展開と地域別の展開という現在の構成になっております。

続きまして、第二章、基本計画になります。

13ページからの理念、期間、あるいは目標というものについては変更はございません。

16ページの基本方針についても変更はございません。

17ページ以降、配置方針、こちらも4つの配置方針については基本的には変更はございません。

19ページの公園についての配置方針等につきましては、先ほどの魅力ある身近な公園づくり基本方針を統合したということを踏まえまして、少しページを割いて公園の確保の考え方ですとか、21ページには公園の機能分担と公民連携の推進ということについて記述のほうをふやすという形で直しております。

続きまして、23ページ、みどりの配置方針図でございます。

こちらは、多少記述のほうを整理させていただきまして、また、先ほどの公園の配置計画に基づきまして、公園の不足する地域を示して公園整備を促進するエリアということで、黄色い色で現在公園が不足している地域というものを示すという変更をさせていただいております。

続きまして、24ページになります。

こちらは今回初めてお示しをするものになります。エコロジカルネットワークといいまして、みどりの配置を生き物の視点から見たものになります。生き物というのは移動するものですけれども、また、生き物によって移動距離が数十メートルから数キロ、あるいは世界規

模で移動する生き物もいますので、1つの図では示し切れないものですので、2つの図で示させていただきます。

最初が新宿区を中心としたエコロジカルネットワークということで、25、26ページにお示しをしております。こちらは、生き物としてはコゲラ、それから水辺のシオカラトンボというものを指標にした例となります。どちらも移動距離が500メートルから1キロというところですので、新宿区内、そして新宿の周辺の緑地とのつながりというのを示しております。

この中で、太い赤い実線は、緑地あるいは水辺が連続してつながっている強いつながり、点線のところが、そうした緑地、水辺が少し離れてしまっている弱いつながりということを示しております。公園あるいは緑地を整備するときには、こうしたものにも配慮しながら計画を立てていきたいというふうに考えております。

次の27、28ページが、より広域のエコロジカルネットワークを示しております。国内全体を移動するもの、あるいは世界を移動する生き物もあり、そうした生き物も新宿区内で確認をされております。

28ページがその概念図になります。地図の北側、新宿区の北側になりますけれども、こちらの絵がマガモになります。マガモというのは、夏になると北の国から渡ってくる鳥です。ほかにもカモの種類が多く渡ってきております。こうしたものも新宿区内で見られておりますので、北の国とのつながりをこれで示しております。

右側のちょっと黒い鳥、これはカワウでございます。カワウも神田川等で見られておりますが、上野公園、あるいは臨海部にカワウは営巣地を持っておりますので、そこから新宿区に飛んできている。近隣の緑地、水辺とのつながりがあるということを示しております。

右下、海にアユが示してあります。アユは神田川と海、東京湾の間を秋に下って春に上ってくるという動きを毎年繰り返しております。新宿にアユがいるというのは海とつながっている、海がきれいであることが必要であるということを示しております。

また、南、これはツバメでございます。これは夏鳥として南の国から夏になると渡ってきます。新宿区内各地で見られる鳥でございます。南の国とのつながりがあるということを示しております。

西側に示していますのがハヤブサになります。^{もうきんるい}猛禽類でございますけれども、新宿中央公園でも確認をされておりますし、超高層ビル街の窓枠にとまるというような形でも確認をされております。区内に営巣地はございませんので、このハヤブサが新宿区内にいるということは、近隣の大きな樹林とつながっている、近隣の自然があるということで、新宿区の自然

も成立しているということを、この図で示させていただいております。

続きまして、29ページでございます。行動方針になります。

30ページが基本方針、行動方針の全体像を示した一覧表になります。前回お示しした行動方針は22の行動方針でしたけれども、個々の施策展開を精査していく中で、21の形に変更させていただきました。

右のほうの主な施策例のほうは、各個々の施策を色分けして示しております。赤い色が重点的な取り組み、赤い色で緑のさらにカラーリングがされているところが、その中でも特に重要なもの、リーディングプロジェクトということで示しております。青い文字がこの計画の期間中の実現を努力するものということでございます。黒文字が将来の実施を検討するものということで示しております。

次の31ページでございます。これが先ほどのリーディングプロジェクト、特に重要な施策ということでございます。

全体の施策例は100余りございまして、またその中でも重要な施策というのが40弱ございますので、なかなか全体を把握するのが難しいと、中心ポイントも把握するのが難しいということで、その中の特に重要なもので先導的に施策を進めていくものとして、リーディングプロジェクトということでピックアップをしております。

その各施策を公共施設、民有地、公園、魅せるみどり・見えるみどり、生物多様性という5つの分野に組みかえて、ここではまとめております。

まず展開1、公共施設での取り組みでございます。

まず公共施設のほうが率先して将来の目標である緑被率25%を進めていくと。これは区の施設だけではなくて、都や国の施設に対してもそうした働きかけを強めていきたいというふうに考えております。また、区が持っている区有の公共施設に関しましては、こちらのほうで調査等をいたしまして、施設緑化というのを進めていきたいというふうに考えております。

次が次世代につなぐ街路樹の更新であります。

街路樹を設置してから長くたったところは、やはり大分高齢化してきて衰弱したり枯れたりというところが多く出てきております。また、根の張りによって歩道が持ち上げられたりという事例が多々出てまいりました。ただ、こうしたものを単純に切ってしまうのではなくて、一つ一つ樹勢診断をして必要な補植、あるいは植えかえというものを計画的にきちんと今後やっていきたいということで、次世代につなぐ街路樹の更新ということで大きな柱として進めていきたいというふうに考えております。

展開2といたしましては、民有地での取組みとなります。

最初が、みどりの保全モデル地区の指定であります。

これも前計画からずっとあったんですけれども、なかなか落合地域の既存の緑地を守るといふ有効な手段が見出せないこともあって、着手に至っておりませんでした。次の10年におきましては、何とかこのところを着手していきたいというふうに考えてリーディングに挙げさせていただきました。

次が公園以外のオープンスペースの確保ということで、神社、あるいは大学、あるいは大病院もありますので、そうした民間の緑地を公開、あるいはさらに親しめるような活用の仕方ができないのかということを検討してまいりたいと。

また、市民緑地制度といたしまして、民間で持っている緑地を公開して活用する制度があるんですけれども、これが今回の法改正でさらに適用範囲が広がりましたので、こうしたことも受けて、民有の緑地、あるいは遊休地の公開、活用を進めていきたいというふうに考えております。

次に、32ページになります。

展開3が公園での取組みであります。

1つ目が新宿中央公園の魅力向上であります。

先ほど説明をいたしました新宿中央公園魅力向上推進プランというのをこの9月に策定いたしましたので、こうしたプランで、まず新宿中央公園を中心に魅力向上、あるいはネーミングライツ、あるいは民間のアイデア、資金の導入ということで魅力向上の推進を図っていくと、さらにはそうした手法をほかの公園にも広げていくということを考えております。

次は、公園施設等の計画的な更新でございます。

180余りある新宿の公園も大分老朽化が進んでいるところがございます。こうしたところで長寿命化計画を策定いたしまして、公園施設の更新、管理というものを計画的に行っていくというのも効率的な公園の運営のために必要でございますので、これも大きな柱として挙げさせていただきました。

次に、展開4が魅せるみどり、見える緑の取組みでございます。

まず魅せるみどりの推進ということで、単なる緑化ではなくて緑化空間を楽しむような取組みというものを進めていきたいと。具体的には花を使って花の名所をつくる、あるいは桜の並木をライトアップして、これにより魅力の向上を図っていくというようなことで、魅力のある緑化空間をつくっていくということを考えております。

次に、見える緑ということで、これは歩いて見える緑をふやすという政策を進めて、緑がふえる実感をふやしていきたいというふうに考えております。

展開5が生物多様性の取組みであります。

まず最初が、区民の森を活用した自然観察会等の実施であります。

新宿中央公園、おとめ山公園、あるいは環境のほうで行っております沼田、伊那、あきる野等の森がございますので、こうした森等も活用して区民が自然と触れる場をいろいろと施策を展開してふやしていきたいということでございます。また、専門による生き物調査もきちんと定期的にやっていきたいというふうに考えております。

次が生物モニタリングの実施と情報発信ということで、この生き物調査を専門調査だけではなく住民参加の形でも進めていき、さらにその情報をこちらからも発信するという一方で、双方向に情報を共有して、より新宿の自然についての興味を持っていただきたいということを考えております。

次が第三章、施策の展開でございます。

まず34ページでございます。

こちらが多様な主体との連携ということでございます。

区民、行政、事業者のそれぞれの重なった部分、こちらのほうに連携の事例、あるいは施策、あるいは連携をしている団体等を示しております。計画全体がこうした連携の中で行えるように考えていきたいというふうに考えております。この重なっている部分の事例や施策をふやしていくというのが、今後の施策にもなっていくのかなというふうに考えております。

35ページでございます。

ここからは個別の施策の例を示しておりますけれども、個々の施策をまずリーディングプロジェクトはS S、重点的な取り組みについてはS、それから期間中の早期の実現を努力するものについてはA、将来の実施を検討するものはBという形で、個々の施策について示しております。

また、それぞれの施策を緑被率であるとか公園の量であるとか、量的な目標にとってどういった貢献をしているのか、あるいは量的なものだけではなく、性質的な目標、チェックポイントというのを5つ挙げまして、こうした性質的なものについて、どういった貢献があるのかというのを示すという形を試みております。

次の36ページからが個々の施策の展開の例でございます。

こちらにつきましては、量が多いものですから、御説明のほうはここでは省略をさせてい

たきます。

続きまして、49ページになります。

49ページが地域別の展開でございます。

新宿区の地域は出張所、10の地域がございますけれども、現在の計画もそうなんですけれども、みどりの場合は緑地の性格を考慮いたしまして、例えば落合の地域、落合第一・落合第二の地域につきましては崖線のみどりというつながったみどりもございますので、一つの落合地域として把握をしております。また、笹筈・榎地域につきましても、両地域とも緑被率が少ない、あるいは町の構成等も非常に似ておりますので、こちらも笹筈・榎地域として1つでまとめて記述をしております。

また、柏木・大久保・若松地域につきましても、戸山公園あるいは百人町の周辺の公園緑地という大きなみどりのつながりがありまして、また、町としても同じような町の作りをしているところが多いので一つの地域として扱っております。

次のページからが、ここの地域の御説明になります。

つくり方としては、左のページのほうで、みどりの現況と課題を解説しております。右のページのほうで、それぞれみどりづくり、公園、あるいはエコロジカルネットワークについての方向性というものを示すという形をとっております。こうした形で6地域についての記述をさせていただいております。ここの説明については省略をさせていただきます。

続きまして、資料6のほうは、この基本計画の概要版ということでつくらせていただきました。

現在の段階は、まだこの基本計画のエッセンスを順番に並べただけという形で、細かい見せ方、例えば見開きを使うとか、そういったところまでの検討は進んでおりませんが、こちらで基本計画の一通りのところはわかる形をとっております。

6ページの広域のエコロジカルネットワーク例につきましては、本編のものに加えて若干の生き物とつながりの説明を加えるという形をとっておりますので、こちらのほうもごらんいただければと思います。

基本計画の説明については以上になります。

みどり公園課長 1点補足させていただきます。

基本計画の位置づけと、あとリーディングプロジェクトの説明の中でお話しさせていただきましたが、みどりの基本計画（改定）の一環としまして、新宿中央公園魅力向上推進プランをこの9月末に別途策定いたしました。計画の策定内容については日本経済新聞、また続

いて10月末に行いましたトイレのネーミングライツ募集については産経新聞に記事が載っておりますので、ごらんになった委員の方もいらっしゃると思います。

この推進プランのアイデア、新宿中央公園の魅力向上の計画は、このみどりの基本計画の改定内容に生かしております。委員の皆様には、取り急ぎ概要版を近日中に送付させていただきます。また、魅力向上推進プラン本編につきましては、これから印刷の発注を行いますので、冊子ができました時点で、改めて委員の皆様には送らせていただきたいと考えております。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

熊谷会長 ありがとうございます。

前回の審議会では、まだまだ大変な作業が残っていて大変だなという御意見が多かったんですが、何とか事務局が大変尽力されて形にはなってまいったと思います。

ただ、中身が大変膨大ですが、前もって各委員の皆様には、この素案についてはお送りしてごらんになってきていらっしゃる委員の方も多かろうと思います。本日御意見なり、あるいは御質問があればお受けしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

吉川委員、よろしくお願いいたします。

吉川委員 立派な冊子で、写真や図柄も多くてわかりやすく、読みやすくなりました。文字も大きく、年寄りですので、小さい文字が一番苦手でございますので。

1つ方向性はわかったわけでございますが、これはこの前、御説明いただいた内容につきまして、町会連合会から意見を承っております、方向性はわかったけれども現実ということでございまして、J R市ヶ谷駅前の外濠そとぼりでございます。

私は観察しておるのでございますが、9月の初旬、特に極端な汚れがございましたので資料は事務局に提出してございます。水面が草色に変色し、そしてその周りにごみがブヨブヨと浮いて、近くを歩きますと下から風にあおられて、臭いがしてくるわけでございまして、オリンピックを迎えるに当たって美しい日本というPRでございますが、現実はそのようなことではございませんので、これについて改善していただきたいという町連の意見でございます。

また、この原因につきましては、お濠ぼりに排水溝が出ておまして、そこに下水が垂れ流しになっておりますので、基本的な抜本的な改造をしていただかなければ浄化できないのではないかと思うわけでございまして、それとオリンピック関連と、また新宿区のみどりの基本計画から見ても、お濠ぼりに下水が垂れ流しというのは見逃しにすることはできないのではないかと思うわけでございます。

この2点について、よろしく関連部署と連携をとり、また東京都と御指導いただき改善していただきたい、これが町連からの意見でございます。

もう一つ、まだ方向性を示されたところでございますが、現実におきましては、地域におきましては、30年度より地域で活動する団体に対しての補助金助成制度で、その補助金の助成率が改正されるわけでございます。それに伴いまして、今までどおりの期間で予算、計画というわけにはいかず、それを理解し、また進めなければなりませんので、早目に来年度の計画予算を編成しているわけでございますが、そこで意見が出ましたのは、みどりの推進モデル地区の件はどうなっているのかということでございます。先ほど御説明がございましたが、具体的にはどうなっているのかということでございます。

実際には、そういうわけで各地区は早目に検討し、予算もつくらなければならない状況になっておりますが、そこで、私は筆筒でございますが、筆筒の事務局に御連絡申し上げたところ、本庁からは何も連絡がないということでございますので、先に進められませんので、このみどりの推進モデル地区の指定については、先ほども御説明がございましたが、具体的に早目にしていただかないと活動が進みませんので、どうなっているのか、よろしくお願ひしたいと思うわけでございます。

もう一点、緑被率は10年間で1%アップを目指してとの目標、これは大変目標はよいとは思いますが、1つ疑問に思いますのは、その中で民有地のみどりの減少を抑えることによって、それも達成できるのではないかというような趣旨が書かれておりますが、私が疑問に思うのは、不安に思うのは、果たして民有地のみどりの減少を抑えることができるのかということでございます。その3点についてお答えいただければ幸いと思ひます。

以上でございます。

熊谷会長 それでは事務局、お願いいたします。

みどり土木部長 それでは、^{そとぼり}外濠については私のほうからお答えさせていただきます。

^{そとぼり}外濠は確かに今、非常に汚うございまして、東京都のほうも、あそこはマラソンのコース、^{そとぼり}外濠側になりますので、オリンピックまでにしゅんせつをすると、数カ年をかけてしゅんせつするというところで聞いております。こちらについては確実にオリンピックまでにきれいになるかと思っております。

あわせて、今、外堀通り下の下水道幹線、こちらについても改造をしております。今、結構大雨が降ると垂れ流しになっておりますが、それについても下水道の幹線の改造をしまして、ある程度、^{せき}堰を設けると。ただ、その堰を越えた分の下水は少し流れ込む可能性はござ

いますが、ある程度以下の雨であれば外濠そとぼりのほうに流れ込むという状況を抑えるような工事が今進められているということを知っています。

みどり公園課長 続きまして、私のほうからみどりの推進モデル地区の関係について御説明いたします。

みどりの推進モデル地区ですけれども、箕苧地域で平成22年からまず5年間指定しまして、その後2年間延長しました。さらに、今回みどりの基本計画の改定に合わせて1年間延長してきております。今回のみどりの基本計画の素案はまとまってまいりましたが、この改定の中でも、みどりの配置方針の一つとしまして、みどりのモデル地区は引き続き定めていくという方針となっております。

最終的に、ちょっと内容を見直すかどうかというのは現在検討中ですが、推進モデル地区につきましては継続する方向で現在考えているところでございます。具体的な細かい要件等、時期がとおっしゃってましたので、この辺は改めて吉川委員と調整させていただきたいと考えております。

また、民有地のみどりの減少を抑えることですが、これは新宿区のみどりの大きな課題となっております。今回、リーディングプロジェクトの中で、民有地の取り組みの中でみどりの保全モデル地区の指定というのを掲げております。特にみどりの多い落合地区で、まずみどりの保全モデル地区を定めて、面的にみどりの減少を抑えたいなということを込めてリーディングプロジェクトにしております。

そのほか、今回は都市緑地法の改正を受けまして、市民緑地制度等もより使いやすい形でできておりますので、こういったものも活用しながら何とかみどりの減少を抑えられないかと、民有地のみどりの減少を抑えられないかということで努力してまいりたいと考えております。

熊谷会長 吉川委員、いかがでしょうか。

吉川委員 堰せきを設けるといって、外濠そとぼりですね、それは大変結構なことだと思います。ただ、あそこはずっと坂が続いているんですね。坂の行きどまったところの下にお濠ぼりがあるわけですので、それは常識で考えると経過が違ってまいりますので、よくその点も考慮して抜本的に進めていただかないとだめだと思います。

そしてまた、あそこでは何か釣り堀だとか、それからボート場ではない、レストランですか、そこで経営しておるんですね。その方々とも、やはり役所だけではなく連携を密にしていっていただけないかと思います。

それと、もう一つは複雑でございます、あそこは理科大がございます。法政大学がございます。中央大学がございます。生徒さんの中で、お濠^{ほり}について活動している方もいらっしゃるんですね。美化あるいは水質の向上、それから生き物調査をしておりますので、行政だけではなく、そういう民間、大学ともよく御相談して進めていただければ立派な方向性ができ上がるんじゃないかと思えます。美しい日本、美しい新宿区になるんじゃないかと思うわけでございますので、よろしくその点も含めてお願いしたいと思えます。

以上でございます。

熊谷会長 ありがとうございます。

今の点についてはよろしいでしょうか。

みどり土木部長 外濠^{そとほり}のしゅんせつの際には、今使っているところ、ちょっといろんな経過はございますが、レストランとか釣り堀、そういうところとはもちろん十分協議しながら進めていきたいと考えてございます。

あと、お濠^{ほり}について、法政大学の生徒とか、いろいろと研究、お濠^{ほり}の周辺も含めて、そういうところについては我々もいろんな情報を聞いております。また、そういう研究会にも何回か参加してございます。そういう中で、いろいろとこちらとしても参考にできる部分は参考にしながら今後の展開につなげていきたいと考えてございます。ありがとうございます。

熊谷会長 それでは渋江委員、お願いいたします。

渋江委員 渋江でございます。

とてもよくわかりやすい資料をありがとうございました。

15ページにあります、この後、当面の目標として3つ目としてチョウやトンボ、野鳥などがいると感じる区民の割合をふやすという、この生き物視点から3点ほど指摘させていただきたいと思えます。

まず9ページなんですけれども、生物多様性のところの説明なんです、ここのページに江戸野菜というのがあるんですね。生物多様性の中にある種の多様性とか生態系の多様性と同時に遺伝子の多様性というのが重要だと思うんですけれども、都会ならではというか、この新宿のオリジナリティーとして、この江戸野菜を生物の多様性の中に明記されたいかがかなという点が1点です。

それから2つ目ですが、24ページのあたりになるんですけれども、エコロジカルネットワークの点です。

ちょっと前のどこかにもあったと思うんですけれども、例えばハヤブサが絶滅危惧種で生

息しているというような話がページのどこかにあったと思うんですけども、そのあたりのこの新宿に生息、生育している絶滅種のリストが目に見える形で、地図でもいいんですけども、あると、この後ネットワーク化していくときにわかりやすいかなというふうに思います。

それと、同じようにネットワーク化するとき、24ページのあたりですとパッチといいますか、この緑地を移動する生物という視点では非常によくわかりやすく書いてあるんですけど、中に少しは書いてあるんですけども、要するに回廊を廊下としてコリドーですね、きょうの前半の話にもありましたけれども、水系をつなぐこのコリドーの視点の、例えば対象となる生き物のカワセミのような、パッチ間を移動するものではなくてコリドーを移動する視点で分けて明記されると、よりこのネットワークという図がわかりやすくなるかなというふうに思います。

それから最後に51ページ、これも同じようなことで例えばですけども、ほかの場所もそうなんですけど、エコロジカルネットワークというところに、もしほかのページ、例えば53ページでもいいんですけども、少しスペースがあるようでしたら具体的な生物名ですね、それも入れると、しっかりと生物から見たネットワークというのも区民の方にわかりやすいかなというふうに思います。

あと最後に、24ページに1カ所、多分誤字かなと思うんですけど、カナブンが間違えていたようなので、24ページですね、その点があります。

それから最後に、概要版のほうの6ページですけども、せっかく生き物の説明がちょっと入っているので、これは素案のほうのもとのほうにも書かれていけるといいかなと。これは広域のエコロジカルネットワークの例ですけども、その前の26ページ、このあたりにも少し具体的に新宿区としてのネットワーク、パッチ、コリドーというのが目に見える形で具体的にあると、もう少し区民の方がわかりやすいかもしれないというふうに思いました。御検討いただければと思います。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

みどり公園課長 ありがとうございます。

生き物についての意見は検討させていただきます。

地域別の中で具体的な生き物をというと、なかなかそこら辺が難しいかもしれませんが、アユなど特徴的なものもいますので、ちょっと考えてみたいと思います。ありがとうございます。

ます。

熊谷会長 それでは、鶴田委員、お願いいたします。

鶴田委員 今のエコロジカルネットワークの渋江委員の補足になるんですけども、本編のほうの24ページにも動物の移動分散の距離なども表にされて、非常にわかりやすく示されているかと思います。

水辺のつながりのコリドーとみどりのコリドーということで意識されているのは、樹木関係が多いかと思うんですけども、1点、例えば爬虫類ほちゅうるいですとか昆虫、特に子どもたちが身近に触れるような生き物たちですね、これは結構草地にいるものが多くて、この草地というのが昔であれば草っ原とか野原とか、子どもたちが遊ぶ環境というのは非常にあったわけですけども、実はこういう生態系の中で、特に都市環境においては、こういう空き地みたいなものは絶滅危惧種なわけですし、こういう草地が草地でなくなるということが一番多いんですね。

公園管理の中でも、なかなか草をわざと茂らせるみたいな管理は難しいところではあるかと思うんですが、練馬区なんかでも光が丘公園なんかだとスキの原っぱみたいなものや、バッタやそういうものがいられるような環境を通年として保全するみたいな取り組みなんかもやっておられまして、そういう草地のつながりみたいなことも少し検討していただけるといいかなと。

樹木においても、先ほど特別保護樹木のお話がありましたけれども、今後指定していくときに、景観上、樹木の形ですとか見た目にもいいということもあるんですけども、こういうエコロジカルネットワークの中で、ここの1本が実はものすごく、このコリドーの中で重要みたいなことも視点として評価の中に入れておくと、今後の指定の際にもよろしいかなと思いました。

それからもう一点だけ、生物多様性のところで、自然観察会とか区民のモニタリングというのをふやしていくという、非常によい指摘が32ページのところに入っていたかと思います。具体的な施策の展開の中で、こういった市民のグループ、例えば先ほどおっしゃられていた助成金とか、そういった形のものも出てくるかと思うんですけども、やはりこういった区民の活動を後押しする、区主導で区のイベントとして展開するというだけでなく、自主的に市民がどうしたらそういう調査ができるようになるかとか、どうしたら自然観察会をうまく展開できるかといったようなものを展開していくということも施策の中に入れていただければと思いました。

以上でございます。

熊谷会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。

吉川委員 よろしいでございますか。

熊谷会長 ほかの委員もちょっと御発言の予定がありますので、吉川委員には少し順番を待っていただいて。

吉川委員 そういたします。

熊谷会長 渡辺委員と、それから小野委員、どちらからでも結構でございます。よろしく願いいたします。

小野委員 小野です。

区民の立場から思ったことをちょっと述べさせていただければと思うんですが、やはり住んでいる地域のみどりの新宿30選とかがすごく気になるところで、早速自分の住んでいるところには何があるのかなというのを区民としては見ると思うんですね。

これは地域は地域別に書いてあるんですけども、新宿区全体としてその30選の場所を表にしたりだとか、あと森もあると思いますので森も表にさせていただいたりとか、あとは特別保護樹木が3本あるというお話も聞きましたので、それも書いていただいて、なおかつ新宿区の地図に点と番号で反映していただけたら、本当によりわかりやすく、また見に行ってみようかなと思ってみたり、また区外の方にもアピールになるのではないかなというふうに思いました。

ちょっと構成の部分なんですけれども、57ページの写真でツツジによる坂道の緑化というふうに書いてあるんですが、ここは実は毎日通っているところで、西早稲田三丁目だと思います。今、早稲田三丁目になっているんですけども、事務局のほうで確認いただければと思います。

あと、同じく写真なんですけれども、1ページの一番右下の写真が「早稲田通り」とあるんですが、もしかしたら「早大通り」なんじゃないかなというふうに、これもちょっと景色からすると思いました。同じ写真が何枚か使われていまして、概要版のところの表紙の上の段の左から3つ目も早稲田通りとあるんですけども、もう1枚ぐらいどこかに、そちらは早大通りになっていたかと思えます。

あと、29ページの後の長い表の後に図の3-6のI-1の主な施策例の中に「新宿森の30選の指定」と書いてあるんですが、「新宿の森30選」かなというふうに、ちょっと気がつき

ましたので確認いただければと思います。

熊谷会長 何ページですか。

小野委員 29ページの図3-6の……

熊谷会長 30ページね。

小野委員 30ページですね、一番上の表の中の枠の中です。

主な施策例の「新宿森の30選の指定」とあるんですが、新宿の森30選……

熊谷会長 「の」が抜けているんじゃないかと。

小野委員 「の」が違うところに入っちゃっているのかなと。

熊谷会長 そのとおりですね。

小野委員 それで大丈夫でしょうか。

熊谷会長 ほかにはございますか。

小野委員 以上です。

熊谷会長 全部を読み込んでいただいて、ありがとうございました。

今、よろしいですか、事務局、よろしく修正をお願いします。

みどり公園課長 おっしゃるとおり、細かいところをより事務局でもよく見て精査して直させていただきます。

また、新宿区全体の地図というのも、そちらもまた考えさせていただきます。この計画書に載せるのは無理なんですけど、今、新宿30選マップというのでできておりますので、そういうところに総合的に載せるような形で考えてまいります。

熊谷会長 ありがとうございます。

小野委員 もう一つだけ、すみません。

30選には、区民から推薦がもしこれからできるようになれば、区内の緑とかお花の名所とかがさらにふえて、すごく区民としても区政に関心も持てるし活性化していくのではないかなというふうに、早速1つ、ツツジでもう毎年きれいだなと思っているところがあるので、ちょっとそんなことも思いました。

熊谷会長 ありがとうございました。

渡辺委員、いかがですか。

渡辺委員 私はこちらの吉川委員と一緒に公園のサポーターをやっておりまして、それから地区協議会のほうでみどりをふやすということで、ちょっと努力をしております。

そんなことをしてございましたけれども、きょうのこれを拝見して、いかにみどりというの

が、この守備範囲が広いのかということを実感いたしました。とてもよくできている冊子だと思います。

できましたら、このエコロジカルネットワークとか、そういう生き物、飛ぶ鳥とか泳ぐ魚ですか、それから虫、これは私たちはこの審議会に出ているのでいろんなことがわかりますけれども、こういうことは小学生とかお小さい方とか地域の方にわかるように、何かパネルにして飾っていただくとすごくいいんじゃないかなと。

せっかくこれだけいいものができていて、多分皆さんはアユがいるとか、それからコゲラとか、いろんなトンボがいるというのは意外と気がつかないでいらっしゃると思うんですね。ですから、これだけ新宿区もすごいところなのよというのをPRしていただくと、何かいいんじゃないかなということをおもいました。

熊谷会長 ありがとうございます。

いかがですか。

では、吉川委員、そして藤田委員、お願いいたします。

吉川委員 先ほどの鶴田委員が活動についてお話しいただきまして、全然していないわけではなくて、まことに生き物調査とか、それから土づくりとか、これは全く地味なお仕事なんですよ。本当に泥にまみれ汗にまみれ、観察に時間を割いて、本当に地味なお仕事でございます。そういうグループを知っておりますので、鶴田委員にはさらに頑張って、新宿区からうんと援助をいただくようにということでございますので、これをぜひ伝えていきたいと思っております。

それと、ただいま渡辺委員よりお話がございましたが、有志では生き物調査をしてございます。もう十何年間、生き物調査をして、新宿区の地域の地図上に、その地域にはどんな生き物がいるか、観察して写真を撮って、その地域のところに例えば箆笥にセミがいたら、箆笥の地図の上に示すパネルをつくって、これはイベントがあるときに公開しておりますので、ぜひ渡辺委員も我々のイベントがあったときに来ていただいて、そのパネル、生き物、先ほど質問がございましたので、やっておりますので御観覧していただきたいと思っております。

以上でございます。

渡辺委員 どちらでやられるんですか。

吉川委員 いや、いろいろなイベントのときに展示して、またみどり公園課でもやっておりますので、どうぞそのときにお越しいただきたいと思っております。

以上でございます。

熊谷会長 相互、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは藤田委員、お願いいたします。

藤田委員 公園の利用で、最近公園の中に喫茶店だとかレストランだとかをつくるというのができるようになってきています。ただ、そこは今あるところにぽこっと置いただけというのが多いんですよ。外国に行きますと、その周りはきれいになっていますよね。そういうのも含めて指導していくということも重要じゃないかなというふうに思っております。

それともう一つ、^{そとぼり}外濠の話なんですけれども、今ストームウオーターマネジメントという形で、地表面を流れる水をなるべく少なく、それを下水に流すのをなるべく少なくしようという政策が出始めてきています。そういったものを街路樹の植えますをうまく使って、それを地下に浸透させるとか、そういう方法も今いろいろ考え始められていますので、もうちょっとそういうところをうまく使って、これはすぐにできるということではないんですけれども、そういう方向もちょっと考えていただければなというふうに思っております。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

御提言ですので、特に事務局のほうからはお受けしておいていただければと思いますが、いかがでしょうか。

副会長、お願いします。

興水副会長 割と生物多様性の御意見が多かったので、私もそれに関連して申し上げます。

9ページなんですけれども、9ページのところに今回の改正の視点ということで生物多様性の展開というものが書いてありまして、これは大事な視点にしましたよと書いているんですね。そのときに、本文中でハヤブサとかタヌキとか、それから下のほうでは今話題のセアカゴケグモとかヒアリとかと書いてあるんですけれども、これは確かに全国的に問題になっている生物なんですけれども、やっぱり新宿区でどうするかという、先ほど渋江委員がきちっと指摘されたそこをやっぱり入れないといけないんだろうと思うんですね。

それはこの9ページに書いてある生態系サービス、すなわち生物多様性を保全するということは、生態系サービスをきちっと理解して、それを十分に日常生活の中に生かしていくということだと思うので、この表の供給サービス、調整サービス、何とかサービス、何とかサービスと、これをちゃんと踏まえて、9ページの一番下にある「視点への対応の方向性」にちゃんとつなげていかないといけないと思っております。この視点への対応の方向性のところでは「施策の各分野に生物多様性の視点を組み込みます。」ということだけしか書いて

いないんですけれども、もうちょっと、やっぱりきちっと書かないといけないだろうと思っています。

それはどういうことかという、例えば30ページの折り込みの表のところに施策の体系というのがあって、たくさんの施策が書いてあるんですけれども、そこを見ますと、例えばⅠ-3で「生物多様性の保全をすすめる」。それからⅢ-5で「生き物の生息できる環境をつくる」。それからⅣ-3で「区民の森の活用をすすめる」。それから、またⅤ-2で「生物多様性や緑化を普及奨励する」と。ばらばらに書いてある。

これが実は「施策の各分野に生物多様性を組み込みます」ということだろうと思って聞いていたんですけれども、それはそれでいいんですけれども、先ほどの生態系サービスの絡みでいいですともっとあって、例えば文化的サービスのところで花見とか文学とか音楽とかデザインとか、そういうものも生態系サービス、文化的サービスの一環だよと書いてあるわけですから、そうすると、30ページのこの施策の体系の中のⅢ-3、「新宿らしいおしゃれなまち歩きをすすめる」と、これはたしか池邊委員が言われたことだと思うんですけれども、これもやっぱり一種の生態系サービスと関連があるんですよ。そういうところをきちっとやっぱり整理して書いていただかないと、これはただ思いつきで羅列してあるということではないわけですから、そのあたりはもうちょっと整理が必要だろうと、書き込みが必要だろうと思っています。

それで見ますと、32ページのところでリーディングプロジェクトがありますね。リーディングプロジェクトの展開5です。「生物多様性の取組み」とありますね。生物多様性に関する取組みのリーディングプロジェクトが、区民の森を活用した自然観察会とモニタリングしか書いていない。これは物足りないですね。これがリーディングプロジェクトなんでしょうかと。そうじゃないでしょう。これも大事ですけれども、せつかく前のほうで生物多様性の展開というのを新たな改定の視点に入れているわけですから、今まで言ってきたことをもうちょっと、この32ページのところで書いてほしいですね。

例えばⅠ-3だったか、さっき御指摘したⅢ-5であるとかⅤ-2とか、いろいろ関連する施策が書いてありますから、このⅤ-2だけの……、Ⅳ-3のいわゆる自然性の高いところだけを意識した展開じゃなくて、もっと都心型の新宿らしい都市型のそういう生物多様性の保全の取組み、あるいは生態系サービスをどう活用するかという、そういう観点からのリーディングプロジェクトが1つか2つくらいやっぱりないと、何かちょっと寂しいというか全体の通りが悪いというか、せつかく前のほう、前半のほうでいいことを言っているの、

ここまでちゃんと結びつけていただきたいと思います。

これはこれでおしまいになります。34ページ以降に個別の施策の展開例が出てきているんですけども、施策の展開、これは誰がやるのかという、展開の主体ですよ。やります、やりますとか、何とかして進めますとか全部書いてあるんですけども、これは誰がやるのか。これは全部区でやるわけではなくて、区と先ほど言ったように、出てきたように、大学生がやるとか地域の町内会でやるとか、いろんな区民が協力するとか、いろんなことでやっていかないととてもできないわけで、やります、やりますで進めるだけではなくて、やっぱりもうちょっと、これは誰が中心で、どういう組み合わせでやると本当にこれが展開できるのかということも少し書き込みをしていただくと大変いいんじゃないかなと思いますので、注文ばかりで恐縮なんですけれども、区民の方にも、あるいは企業の方にも、あるいは行政もここまでやるよとか、いろんな方にこの基本計画の内容をわかっていただいて一緒にやっていくという、そういう少し方向性を出しておいたほうが今後いいんじゃないかなと思いましたので、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

椎名委員、お願いいたします。

椎名委員 31ページで、展開2で「民有地での取組み」とありますけれども、これはぜひ保護樹木制度の展開みたいなものを入れていただくとありがたいですね。保護樹木制度は、新宿区は非常によく進んでいると私は思います。ほかの区とか市に比べて、はるかに進んでいると思います。やっぱりこの特徴をどんどん伸ばして行って、この保護制度のモデルというか、リーディングの役目を果たしていただきたいと思います。

あとは、その中で、指定外で大きい生け垣とかありますよね。これは調査は難しいですよ。ただ、そういうものも何か意識したほうがいいのかと思います。

それともう一つは、将来的になるであろうというものも、予備軍ですね、あると思いますね。こういうものも、特に再開発が進んでいると、特にそういう状況が生まれるんですね。ほかの区では、そんなに再開発が進んでいないところだと、現状がだんだん進むだけなんですけれども、新宿区の場合は再開発が進んでいますので、最初から大きい木が入ってくるといったことが多々ありますので、そういう部分を含めた何か施策の展開みたいな、見通しみたいなものをここの中に入れていただくとありがたいなと思います。

それから32ページに移りまして、展開5の「生物多様性の取組み」というのがありますけれども、1つは動物の移動とかがありますけれども、区内で移動するもの、それから周辺区も含めて移動するもの。皇居、御苑、東宮御所とか、それから青山墓地とか明治神宮とか、はっきり言って日本で一番緑があるんですよね、この区域はね。そうすると、もちろん我々として、人間としての環境はあるんですけれども、やっぱり動物としても何かそういう環境ででき上がっているものがあると思うんですよね。

これは新宿区だけじゃなくて、ほかの関連区と、例えば千代田区とか、あとは港、渋谷、文京ぐらいかな、もちろん新宿も入る、こう何か連携したもので何か生物調査みたいなものを作って、首都東京は動物にも住みやすい環境もありますというようなことを明確に出せるのではないかなと私は思いますね。

ニューヨークのセントラルパークは330ヘクタールぐらいありますから、すごく広いんですけれども、でも皇居だって100ヘクタール以上ありますから、そういう点では東京のよさというか、そういうものも出せるんじゃないかと。これは長期的なビジョンですけれども。

それともう一つは、ぜひおとめ山公園つくりましたよね。そこをやっぱりモデルにして、もとに戻した地形と、それから植生がありますよね。ですから、その植生の部分でももとに戻した植生で林、樹木と下の植物、林床の植物、林床までいくかどうかわからないけれども、あと草っ原も含めたあれでモデル的に何か取組みをリーディングでやれば、それなりの結果が出るのかなと。

ほかのところはいいのかという考えはありますけれども、そういう取組みもやって、そこで経年的に調べていくことによって、生物多様性がどう変わっていくかというようなことも出せるのかなと思いますね。

ほかのところをどうするんだというのは、その次の問題があると思いますけれども、以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

大変貴重な御意見をいただいておりますが、それでは間座委員、お願いいたします。お待たせしました。

間座委員 ささやかなことで申しわけありませんが、9ページの「身近な自然の恵み」の生息・生育地サービスのところの生き物の基盤の確保で、江戸野菜のところの中の内藤ミョウガというのは内藤とうがらしではないかと思うんですが、ミョウガで、こういうのもあるん

でしょうか。

みどり公園課長 早稲田みょうがです。

間座委員 そうですか。

もう一つ、「風のみち」というのがございますが、都市構造的な、何かそういう言葉かと私は思っておったのでございますが、この中に風の道の方向みたいなものが描かれていますが、私たち区民は風のみちというのは、ちょっと具体的にわからないと思いますので、その風のみちの新宿通りに「ここは風のみちの通りです」なんていう表示をしたら子どもたちが興味を持つのではないかなと思って、これは単純な、ちょっとした思いでございます。

以上でございます。

熊谷会長 ありがとうございます。

新宿区の風のみちについて、事務局から説明をお願いいたします。

みどり公園課長 風のみちにつきましては、具体的には23ページのみどりの配置方針図で示しております、この紫の2方向になります。新宿区の中の本当に太い幹線道路、縦断と横断で、この上位計画の都市マスタープランで決めているものを、こちらのみどりによりさらに強化ということで載せております。

今の御意見では、現地に表示もということですので、こちらはいろいろ調整を図ってまいりたいと考えております。

熊谷会長 ありがとうございます。

一通り御意見は伺いました。ありがとうございます。

特に多かったのは生物多様性に関するものですが、私から申しますと、東京都の中で新宿区は必ずしも生物多様性に非常にポテンシャルの高いところとは考えられませんので、つまり、非常に都市化が進んでコンクリートジャングルで、意外と緑と言っても街路樹とか手で植えた人工的な緑、そういうのが多くて、確かに新宿御苑とか重要なのはおとめ山ですけども、区として見たときには23区の中では必ずしも上ではないので、そこで無理して多様性をやろうとしても、それは若干無理があると。

逆に言いますと、こういう非常に生物多様性が少ないところだからこそ生物多様性について配慮して大事にする必要があります。例えば奥多摩のほうに行けばセミなんか幾らでもいるわけですから、でも、都内の新宿区の中にいるセミというのがどのぐらい子どもたちにとって重要かと、何かそういう視点でのこの位置づけが、私は必要かなと思います。

また、新宿のターミナルは約350万人が1日に乗降しますし、新宿区の住民約34万人のう

ち4万人以上は外国人ですし、それから非常に高齢者が多い。つまり、周辺から皆さんが都市の中心へ戻っていらしている。生活に便利な、あるいは非常に世界的なビジネス街、そういうような人が集まっている新宿区の中でのみどりの基本計画というか、公園とかみどり、これはどうしたらいいかという視点をもっと強く出ていないと多分説明のしようがない。

乱暴な言い方をしますと、これはどこの区に当てはめても、この4つの視点でいけるんじゃないかと思しますので、その辺を最終的な段階では、きちっとまとめられるような方向にさせていただきたいというのが私の感想です。

そうすると、意外と皆様がおっしゃっている以上にみどりの活用といいますか、いかにいろいろな方にきめ細やかな、そして楽しい公園というような活用、新しい活用を提案するとか、それから子どもたちが本当にそこで遊べるような、あるいは学べるような空間を提供するとか、それから場合によっては国際的、外国人に対応したようなまちづくりに対応する公園とかみどりとか、何かそういうのがないと、この基本計画を、いわゆる新宿区以外の方に説明する材料にならないんじゃないかという危惧を私はちょっと持っております。

これは強く関係する都市マスですかね、都市のマスタープランのほうとも十分にこれから詰めていただいて、何でもやりますというんじゃないで、ここについてはどこの区にも負けないといいますか、東京都で本当に、先ほどの保護樹木もそうですけれども、新宿区で保護の中心は保護樹木で、これは23区というか日本で一番制度が充実していますというような書きっぷりでもいいかなと思いますし、それから新宿中央公園での新しい試み、ああいうのは日本でも最初の都市型の公園の活用ですと、そういうようなことがあればそれでいいかなというように気を強くしております。

ですから、最終的に全体をまとめていただくのは、皆さんの御意見を十分に反映してまとめていただいて、さらにこれを対外的に説明していくときに、なるほどというような、そういう新宿区の現状と課題と、それから展望がわかるような概要版の、特に私の考えているのは前に申しあげましたけれども、都知事に説明する資料、それから安倍総理に説明する資料、そういうようなものとして、なるほどと思えるような資料をつくっていただければ、皆様の今までしていただいた御苦勞に報いるのではないかと思いますので、ぜひ思い切ってその辺を、この審議会の権限でつくっていただければと私は思っております。

大変短い時間の中でよく議論をしていただいて、ありがとうございます。ただ、ちょっと時間が皆様に細部まで見ていただくには、ちょっと時間が足りないようでございますので、副会長を初め委員の皆様には、今後とも何かお気づきの点があったら次のパブコメまでにぜひ

ひ御意見をお寄せいただき、事務局でできるだけそれに対応できるようにさせていただきたいと思いますので、きょうのところはこのあたりで時間も参りましたので、御勘弁いただけますでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

熊谷会長 ありがとうございました。

それでは、これで本日の審議事項は2点終わりましたので、事務局へお返しをいたします。

◎連絡事項

みどり公園課長 それでは、本日は保護樹木の指定、解除及びみどり基本計画の改定につきまして、活発に御議論いただきまして本当にありがとうございました。

今後、みどりの基本計画につきましては、本日いただきました御意見で可能なものは計画に反映しまして、素案を作成させていただきます。先ほど説明いたしましたとおり、現在あわせて関係部署との協議も行っております。この後で大きな修正等が出た場合には、委員の皆様には改めてお知らせさせていただきます。

作成しました素案は、パブリックコメント制度、こちらは意見の公募ですけれども、こちらで区民の皆様の御意見を募集したいと考えております。

この際に、あわせて審議会の委員の皆様にも改めて素案を送らせていただきますので、素案について、改めてこの機会に御意見をいただければと考えております。その後、みどりの基本計画の案を固めまして、次回の第4回みどりの推進審議会にお諮りする予定でございます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

なお、次回の審議会は来年2月上旬を予定しております。日時と場所につきましては、改めて調整の上、決定させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎閉会

熊谷会長 それでは、本日はどうもありがとうございました。

また次回、よろしくお願い申し上げます。

午後零時05分閉会